



# YUZUMO GUIDE BOOK

# はじめに

## 1. 何のために使うのか？

ー 茂木町のイメージをPRするために  
日本のふるさとと原風景とも言える、茂木町の自然の美しさ、歴史、文化、郷土愛などの情報を発信する媒体として、キャラクターを活用します。

ー 町民のみなさんの自信へつなげるために  
茂木町のマスコットキャラクターとして、町内外の認知度を高め、「茂木町＝良い印象」ととらえられ、「住んでいてよかったまち茂木」「住みたいまち茂木」となるよう、町民意識の活性化を図ります。

ー 町内を元気にするために  
キャラクターデザインを地域のむらづくりや企業の商品等で活用をし、購買意欲の向上などにつなげ、活性化を図ります。

## 2. 期待する効果は？

茂木町のイメージアップ・町民の郷土愛アップ・茂木町の集客数の増加・定住人口増・町内企業の収益増などです。

## 3. 対象地域は？

茂木町内をはじめ、茂木町のPRのため町外・県外でも活動します。

## 4. 誰を対象にするのか？

子どもたちや町民のみなさん、茂木町のファンの方々です。

## 5. キャラクターのコンセプトは？

茂木町の自然とともに歩んでいる、懐かしい文化の残るふるさと「もてぎ」。そして便利さだけではない、人の温かさを感じられる「もてぎ」をPRしていきたいです。

## 6. 運営管理は誰が行うのか？

茂木町が主体となり、女性まちづくり委員会を中心に、町民のみなさんの声を聞きながらキャラクターの活用について運営方針等を検討していきます。

## 7. 継続的に活動するためには？

女性まちづくり委員会、町の若手職員のほか、今後の継続のため、ファンクラブなどを立ち上げ、キャラクターに関するイベント等のボランティアの育成を検討していきます。

## 8. 製作費・活動経費の原資は何なのか？

補助金の活用・オフィシャルグッズ等の売り上げ金・ファンクラブの会費や募金を募っています。

## 9. 地域の産業に貢献するためには？

キャラクターを茂木町および、町内産業の広告塔として活用していきます。もてぎあいあいテレビなどのメディア、ホームページ、ソーシャルメディアネットワーク等を通して、町の情報だけでなく、町内産業の宣伝などを行っていきます。

## 10. 具体的な活動は？

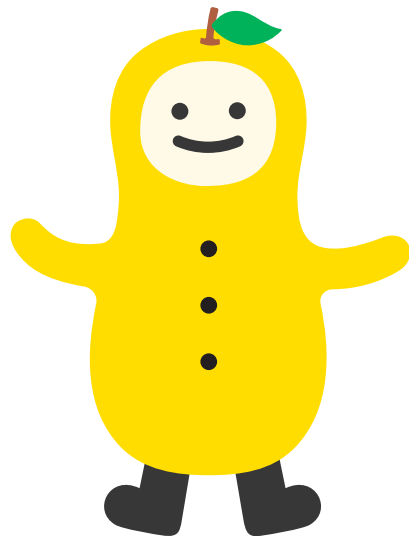
町内イベント・学校行事への参加・テレビ等広報媒体への出演・近隣市町および都心等のイベントへの参加・ゆるキャラグランプリへのノミネート・ソーシャルメディアネットワークを活用した情報発信など、茂木町のPR活動を中心に積極的な活動を行います。

## 目次

01. 約束
02. 申請手続きについて
03. 申請に必要な書類について
04. 申請に添付する見本について
05. 留意事項ならびに使用許諾について
06. 現物の納品について
07. 著作権について
08. 使用申請書の記入例について
09. 使用申請書
10. 取扱要綱について
11. グラフィックマニュアルについて
  - 11-01 ゆずも 色指定
  - 11-02 縦横比率・縁取り
  - 11-03 アイソレーション・最小サイズ
  - 11-04 トリミング
  - 11-05 ゆずもデザイン一覧
  - 11-06 ゆずもの仲間たち
  - 11-07 衣装のルール
  - 11-08 禁止事項
12. 商品名・商号への利用について
13. ゆずものセリフについて
14. Q&A

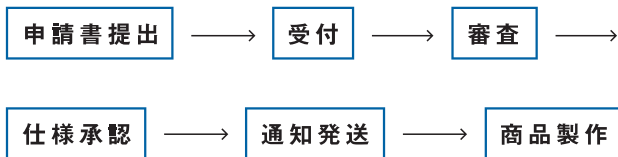
## 01 約束

「ゆずもイラスト」および「ゆずも写真」に関する著作権・商標等は茂木町に帰属します。個人利用を除き、**必ず**茂木町に事前申請を行い、茂木町の承認を受けてください。



## 02 申請手続きについて

### 申請から承認までの流れ



・受付完了後、審査から認証まで約10日から2週間程度の日数がかかります。余裕をもって申請するようにしてください。

・デザインの修正が必要な場合や、立体物のサンプル等の確認が必要な場合は、上記の期間以上を要する場合がございますので、ご了承ください。

・必ず承認通知を受け取ってから製作してください。

・申請されたデザインの変更や修正をしていただく場合がございます。また、申請をお断りする場合や利用の条件を付する場合がございます。ご了承ください。

## 03 申請に必要な書類について

### 1. 仕様申請書（要印鑑）

### 2. 商品・印刷物・パッケージ等の見本 または図案・写真等

### 3. 立体物の場合はサンプル

申請書の記入例は本書に添付されています。

茂木町のホームページ内ゆずもオフィシャルページ「ゆずものうち」よりダウンロードできます。

[www.town.motegi.tochigi.jp/motegi/yuzumo/index.php](http://www.town.motegi.tochigi.jp/motegi/yuzumo/index.php)

下記まで郵送または直接ご持参ください。

〒321-3598

栃木県芳賀郡茂木町大字茂木155

茂木町地域振興課

tel. 0285-63-5644

商品・印刷物・パッケージ等の現物または、写真・デザインデータなど商品の仕様、ゆずもをどのように使用するかが具体的にわかるものが必要です。手書きのイラストは認められませんのでご了承ください。

どのような商品・印刷物・パッケージ等になるのか、どこにどのようなサイズ・色で使用するのか(商品のタグや台紙も含みます)全体と詳細がわかる写真やデザインデータなどのイメージを提出してください。また、シールを貼る場合も、デザインとシールを貼る商品・貼ったもの全体がわかる写真やデザインデータなどのイメージを提出してください。

## 例



商品の場合



印刷物の場合



パッケージの場合

## 留意事項

1. 使用に起因する問題が生じた場合は、使用者が速やかに対処するものとし、茂木町では一切の責任を負いません。
2. 使用するにあたり、製造物責任者における責任の所在を明らかにし、関係法令を遵守するとともに消費者等に誤認や誤解を与えないようにしてください。
3. 使用許諾は、茂木町が著作権を有するゆずものデザイン、写真等を使用することを許可するものであり、使用許諾を受けたものに権利は発生しません。

## 使用許諾できない場合

1. 法令及び公序良俗に反すると認められると場合
2. 町の信用、品位を害するものを認められた場合
3. 特定の個人、政党、宗教団体を支援・支援する恐れがあると認められる場合
4. 風俗営業等の規則及び業務に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行うものが利用する場合
5. イメージを損なう恐れがあると認められた場合
6. 立体物で、その表現がイラストの立体物と同じものとして認められない場合
7. デザインの変形やその他イラストの利用方法が適当でないと認められる場合

## 06 現物の納品について

出来上がった商品・印刷物・パッケージ等は、必ず現物を郵送・持参してください。

- ・デジタル商品やメディア向けの広告物に関しては、印刷したものを提出してください。
- ・使用期間満了後に、商品・印刷物・パッケージ等の在庫が残っている場合は、当初の許可内容を変更しない限り、申請書の再提出は不要です。
- ・使用期間内であっても、商品・印刷物・パッケージ等の仕様・製作数・デザイン等の変更を行う場合は、改めて使用申請書を提出してください。

下記まで郵送または直接ご持参ください。

〒321-3598

栃木県芳賀郡茂木町大字茂木155

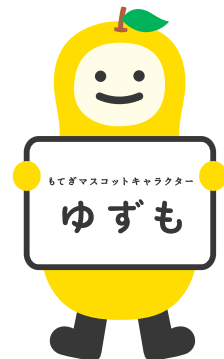
茂木町地域振興課

tel. 0285-63-5644

## 07 著作権について

ゆずものデザインには「もてぎまちマスコットキャラクター ゆずも」と表示してください。

指定のデータを使用し、書式の変更は行わないでください。商品等によっては、茂木町のブランド認証品と間違われる場合があるため、「ゆずも」のみの表記になります。



もてぎマスコットキャラクター

ゆずも

08

## 使用申請書の記入例について

別記様式第1号

もてぎマスコットキャラクター使用申請書 (新規) 変更)

平成〇〇年〇月〇日

茂木町長 古口 達也 様

住 所 茂木町大字茂木155  
(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)

氏 名 株式会社ゆずの庭 茂木ゆず太郎  
(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

番 号 0288-63-1111

次のとおり、もてぎマスコットキャラクターを使用したいので申請します。

使用目的	ゆずゼリーの製造・販売
使用方法又は 製作方法	ゆずゼリーのパッケージにゆずものデザインを プリントする
使用期間	使用許可日より2年間
使用する数又は 製作する数	1,000 個
添付書類 (見本、図面等を 添付してください。)	別紙のとおり

茂木町のホームページ内ゆずもオフィシャルページよりダウンロードできます。

URL [www.town.motegi.tochigi.jp/motegi/yuzumo/index.php](http://www.town.motegi.tochigi.jp/motegi/yuzumo/index.php)

デザインデータに関しましては承認後、ご希望のデータ形式にて提供いたします。

09

## 使用申請書〔別紙にて添付〕

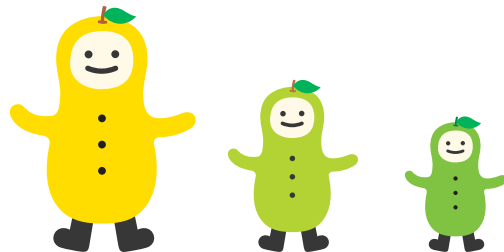
10

## 取扱要綱について〔別紙にて添付〕

11

## グラフィックマニュアルについて

ゆずもを使用するにあたり、以下01-07のデザインルールを参照し使用してください。定められた決まりを守っていないものは、申請時にデザインの変更をお願いしています。





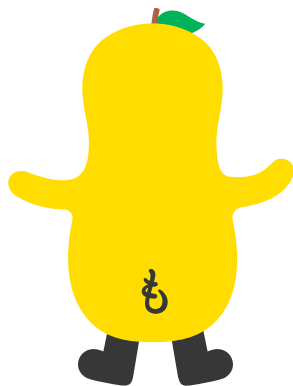
11-01 色指定

印刷の色に指定があり、色を変更することは認められません。指定色のままか、単色（黒1色など）での使用となります。周りの印刷がカラーの場合は指定色でご使用ください。足の色のみ変更するといった、パーツごとの色の変更も認められません。

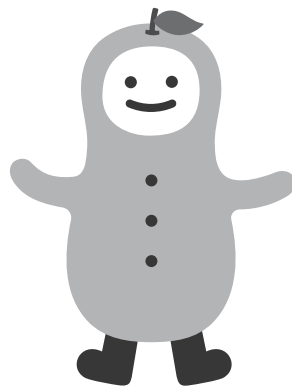
特色 / CMYK版 前面



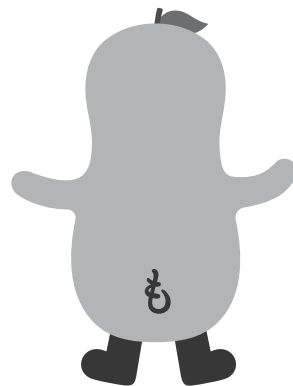
特色 / CMYK版 背面



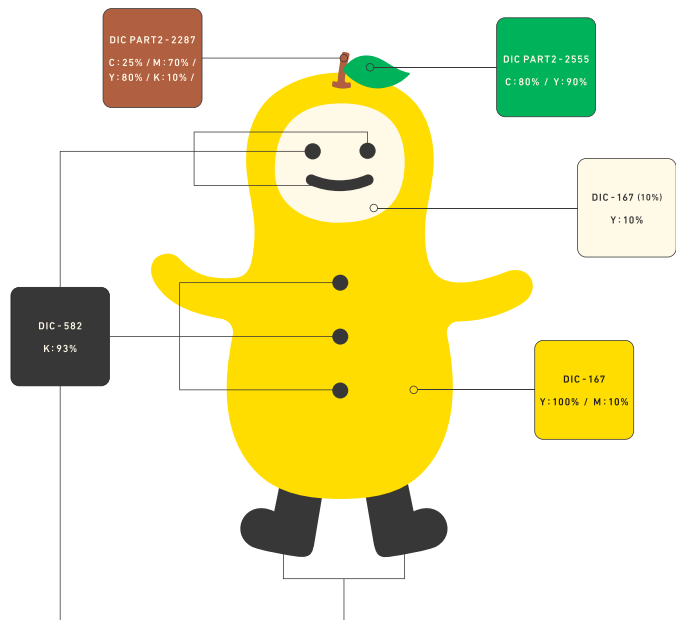
グレースケール版 前面



グレースケール版 背面

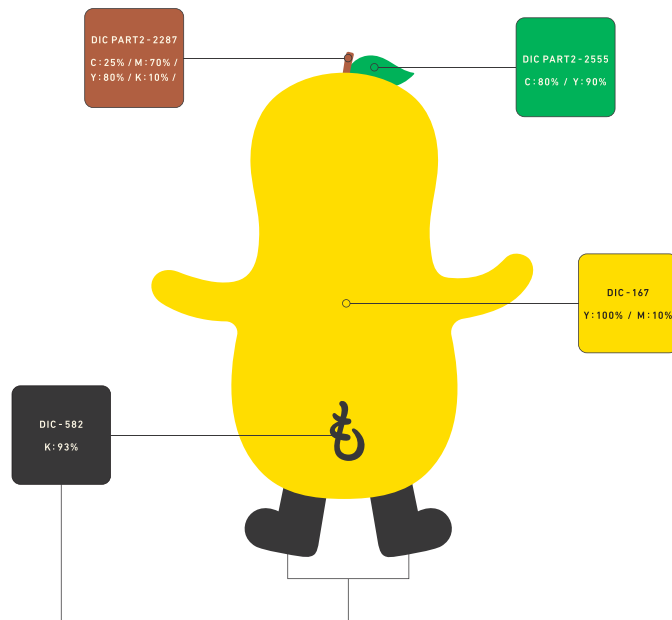


## 特色 / CMYK版 前面



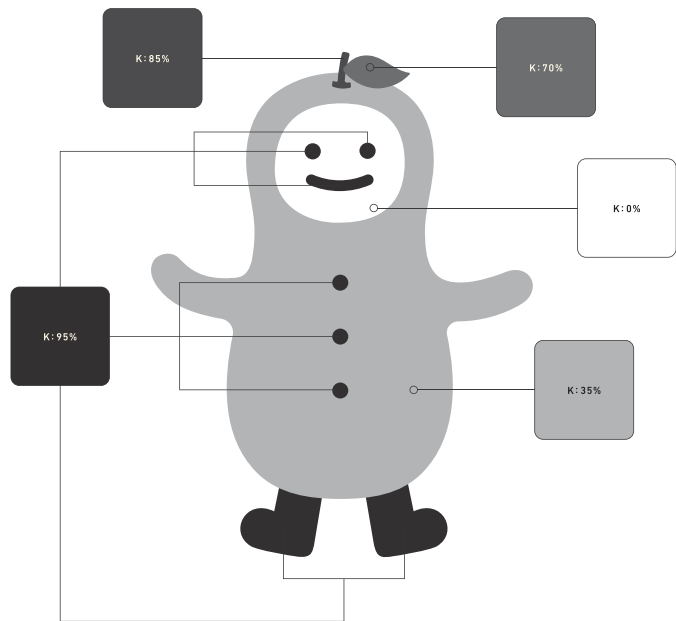
DIC-167 Y:100% / M:10%	DIC-167 (10%) Y:10%	DIC PART2-2287 C:25% / M:70% / Y:80% / K:10%	DIC PART2-2555 C:80% / Y:90%	DIC-582 K:93%
---------------------------	------------------------	--	---------------------------------	------------------

## 特色 / CMYK版 背面

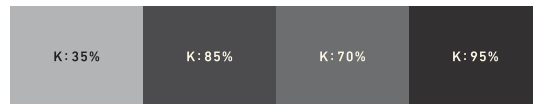
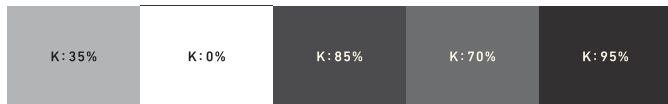
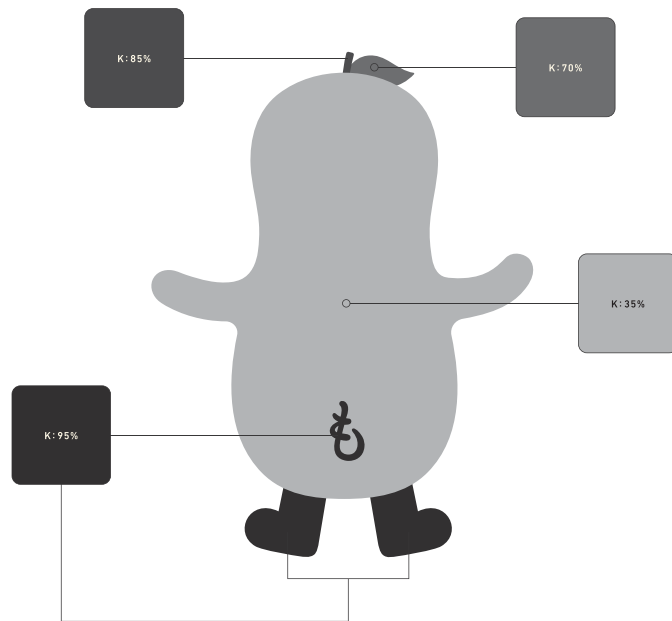


DIC-167 Y:100% / M:10%	DIC PART2-2287 C:25% / M:70% / Y:80% / K:10%	DIC PART2-2555 C:80% / Y:90%	DIC-582 K:93%
---------------------------	--	---------------------------------	------------------

グレースケール版 前面



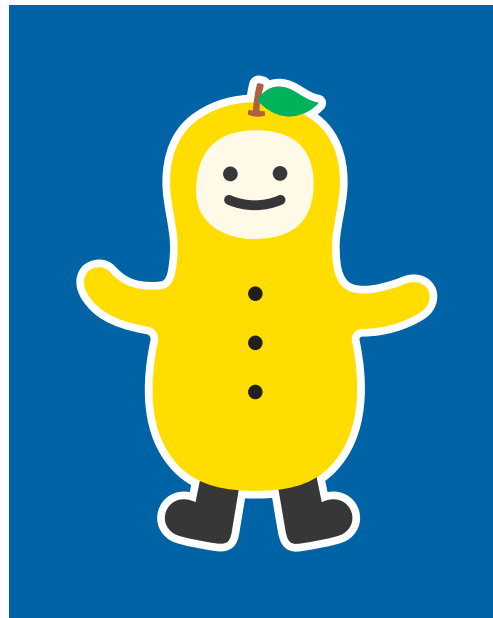
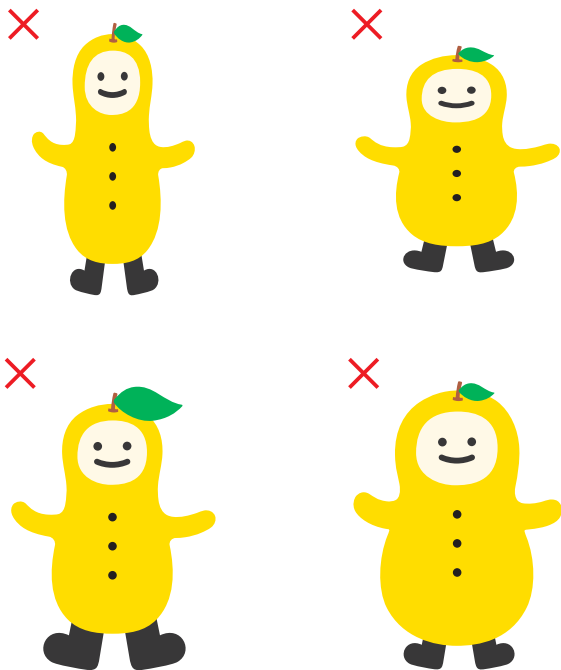
グレースケール版 背面



11-02 縦横比率・縁取り

縦横比を変更しないようにしてください。  
パーツのみの比率変更も認められていません。

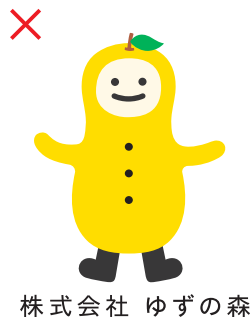
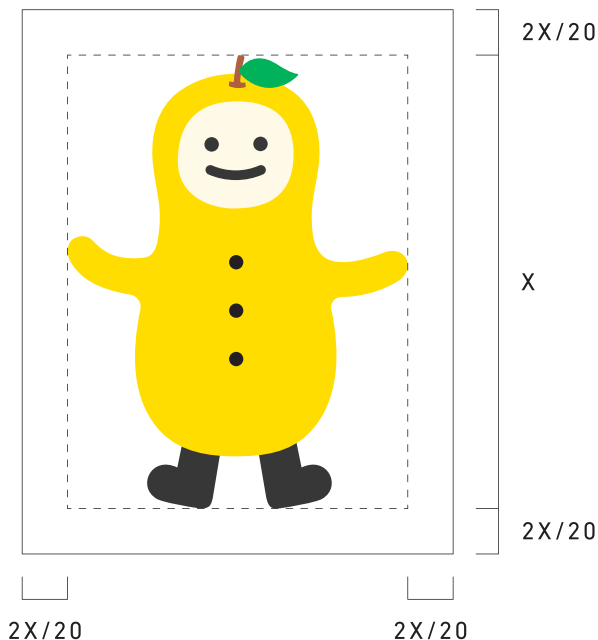
白色以外のものに印刷する場合、周りに白い  
縁取りを入れて使用してください。



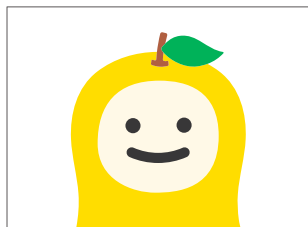


# アイソレーション(不可侵領域)・最小サイズ

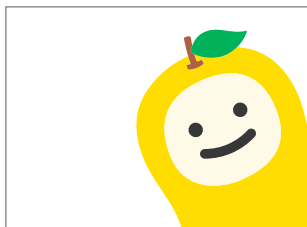
他の情報と区別するためにイラストに近い場所に情報を配置したり、文字や商品等の写真をかぶせて使用しないでください。また、視認性を確保するため使用できる最小サイズはH:15mmです。



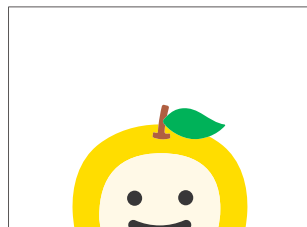
使用する際、商品・印刷物・パッケージ等の裁断部分でのイラストの見切を下記の範囲を守って使ってください。背景がゆずもの胴体と同じ色であれば、顔の輪郭をいれずに使用できます。



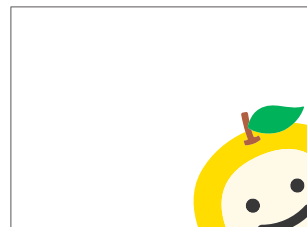
顔が全部出ている



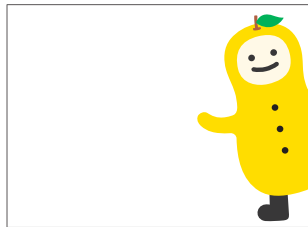
顔が全部出ている



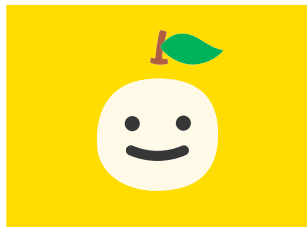
顔が切れている



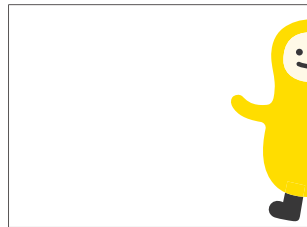
顔が切れている



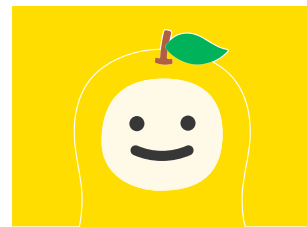
顔が全部出ている



輪郭がはいらない



顔が切れている



輪郭がはいっている

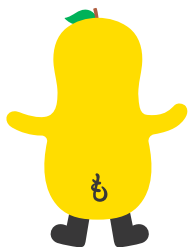


## ゆずもデザイン一覧

パターンの指定があります。デザインするには下記を参考にしてください。



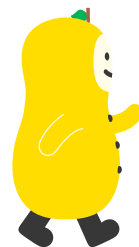
1. 全面



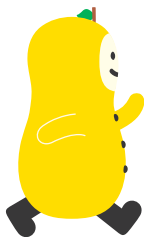
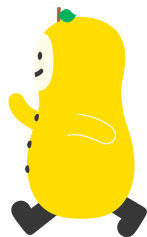
2. 背面



3. 側面



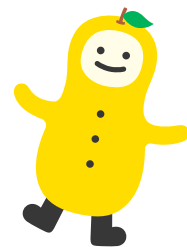
4. 歩く



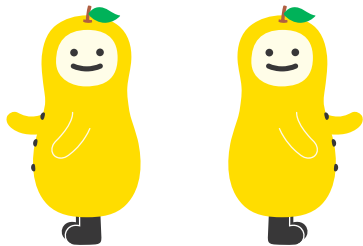
5. 走る



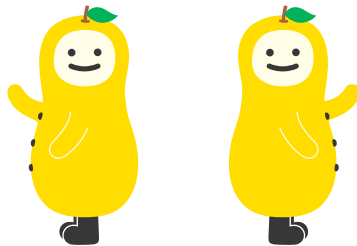
6. 手を上げる



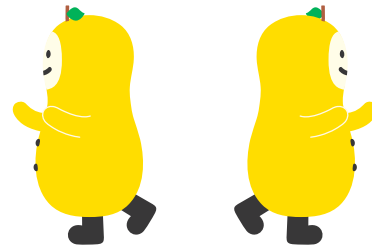
7. 揺れる



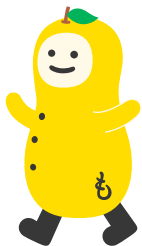
8. 指差し



9. 上方指差し



10. ゆずも音頭



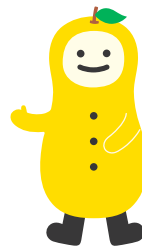
11. ゆずしぼり



12. 両手を上げる



13. 宣言

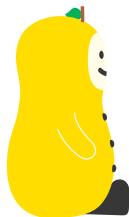
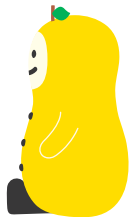


14. いいね

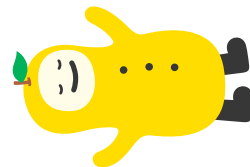


15. おじぎ

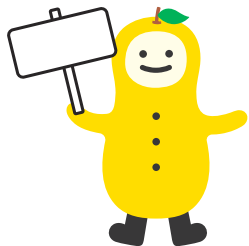




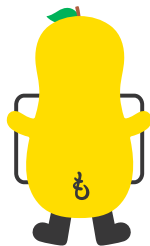
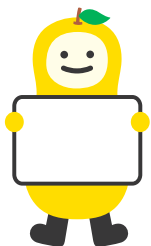
16. 座る



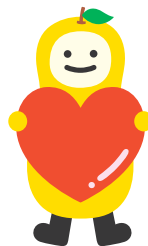
17. 寝る



18. 看板を持つ（片手）



19. 看板を持つ（両手）



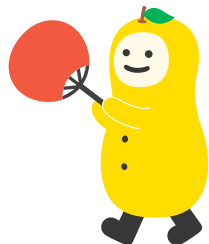
20. ハートを持つ



21. ハートを抱る



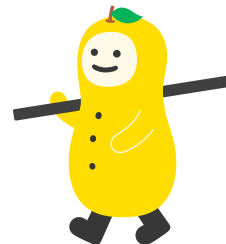
22. 持つ



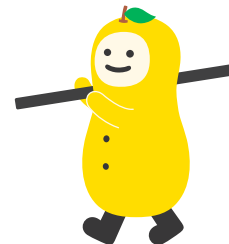
23. 両手で持つ



24. 抱える



23. 担ぐ



24. 両手で担ぐ

もてぎマスコットキャラクター

ゆずも

もてぎマスコットキャラクター ゆずも

ゆずも



もてぎマスコットキャラクター

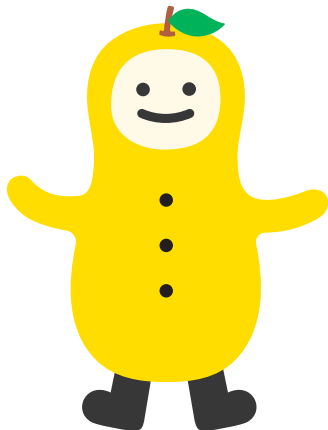
ゆずも



ゆずもには仲間たちがいます。使用する際は、ゆずもと同様の使い方をしてください。(グラフィックマニュアル参照)また、仲間たち単体での使用は原則として認められません。

サイズについては「ゆずも>B>C」で構成されています。ゆずも(100%)を基準に、Bは使用するゆずもの大きさに対して70%、Cは55%の大きさで使用してください。また、B・C共に使用できる最小サイズはH:15mmです。ゆずもA・B・Cはそれぞれ葉やおしりの「も」の大きさなどが異なるため、Aの色をBの色に変えて使用することも認められません。必ずB・Cのデザインデータを使用してください。

A (100%)



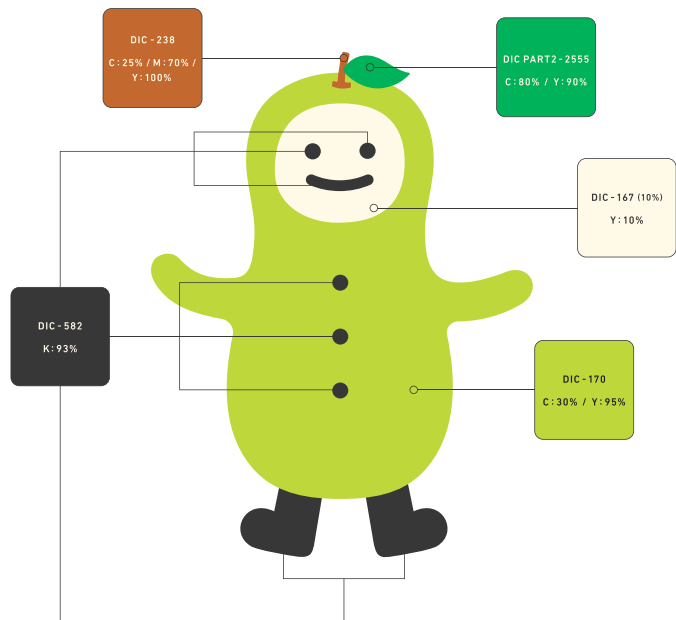
B (70%)



C (55%)

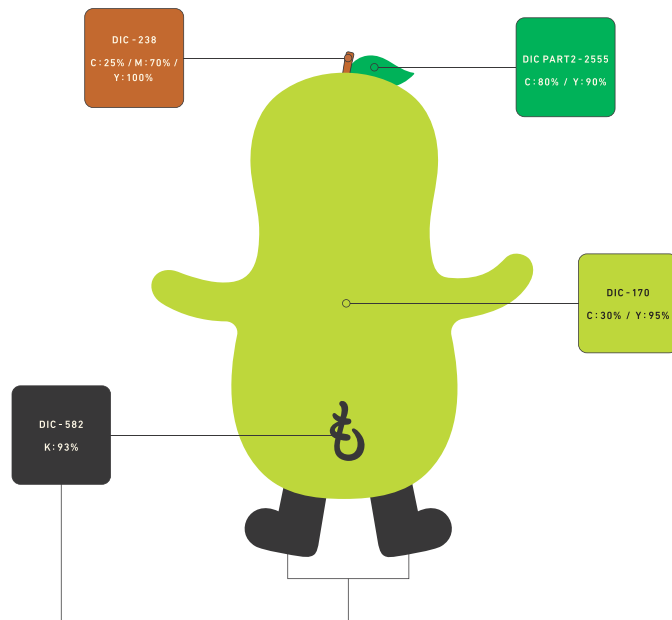


## 特色 / CMYK版 前面



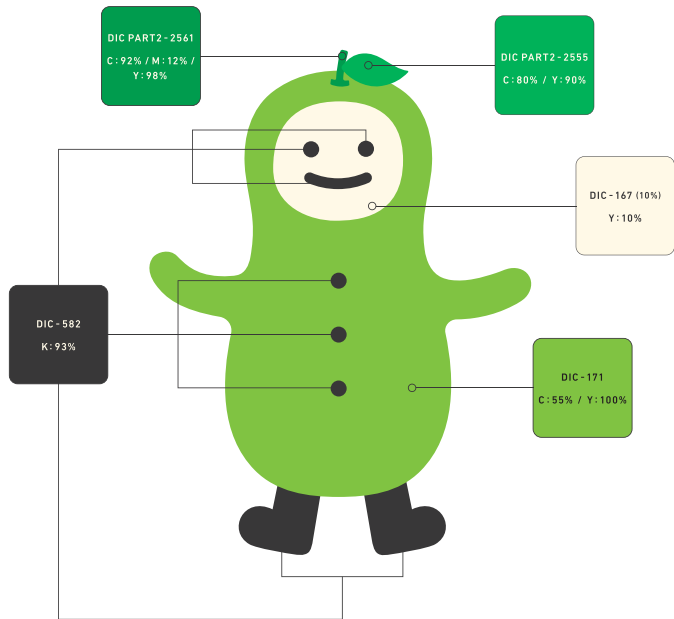
<b>DIC-170</b> C:30% / Y:95%	<b>DIC-167 (10%)</b> Y:10%	<b>DIC-238</b> C:25% / M:70% / Y:100%	<b>DIC PART2-2555</b> C:80% / Y:90%	<b>DIC-582</b> K:93%
---------------------------------	-------------------------------	--	--	-------------------------

## 特色 / CMYK版 背面

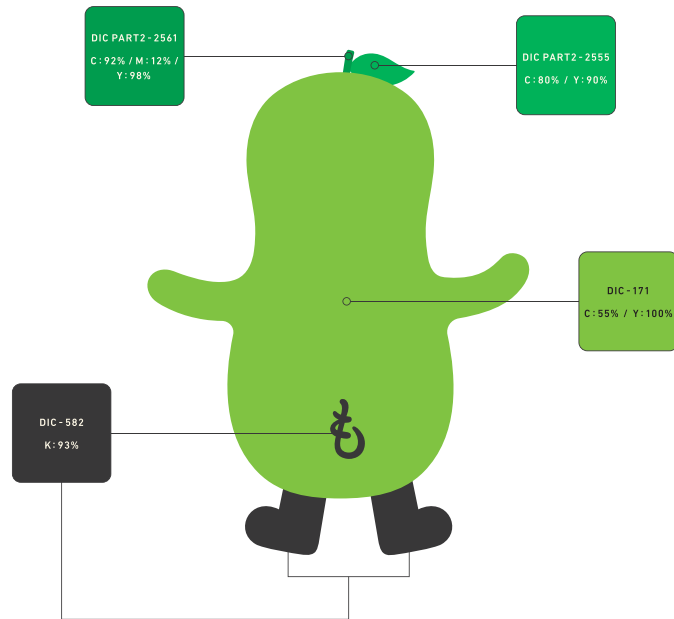


<b>DIC-170</b> C:30% / Y:95%	<b>DIC-238</b> C:25% / M:70% / Y:100%	<b>DIC PART2-2555</b> C:80% / Y:90%	<b>DIC-582</b> K:93%
---------------------------------	--	--	-------------------------

## 特色 / CMYK版 前面



## 特色 / CMYK版 背面



DIC-171 C:55% / Y:100%	DIC-167 (10%) Y:10%	DIC PART2-2561 C:92% / M:12% / Y:98%	DIC PART2-2555 C:80% / Y:90%	DIC-582 K:93%
---------------------------	------------------------	---	---------------------------------	------------------

DIC-171 C:55% / Y:100%	DIC PART2-2561 C:92% / M:12% / Y:98%	DIC PART2-2555 C:80% / Y:90%	DIC-582 K:93%
---------------------------	---	---------------------------------	------------------

11-07

## 衣装のルール

企業や団体が特定できないものでも、衣装や装飾品を身につけさせることは認められません。

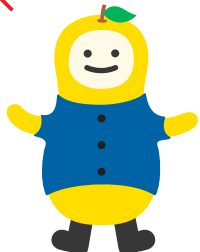
✕



✕



✕



✕



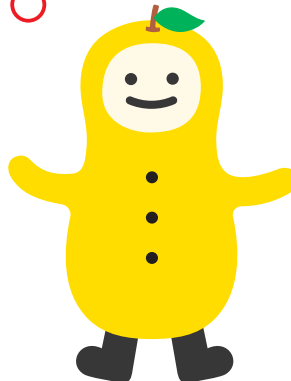
11-08

## 禁止事項

ゆずもの使用にあたり、お断りする例の多い事項をまとめました。必ず事前にご確認ください。

1. ゆずもの写真の利用は禁止です。イラストをご利用ください。ゆずもの写真をデザインに使った商品・印刷物・パッケージ等は認められていません。

○



✕



2. 特定の商品・企業の「おすすめ」はできません。商品・印刷物・パッケージ等で、特定の企業の応援、紹介、説明をすることは認められません。

3. イラストの変形・加工をしての利用はできません。体の一部を省略したり、イラストを反転させることはできません。また、シルエットの使用も認められません。

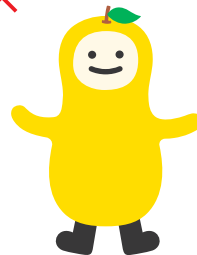
×



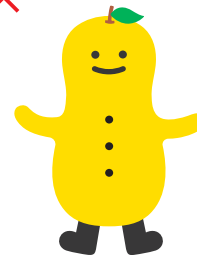
×



×



×



×



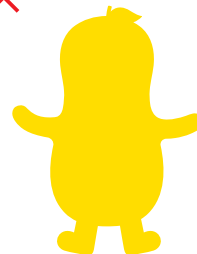
×



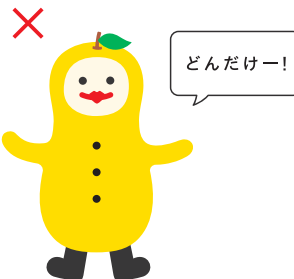
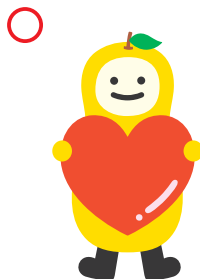
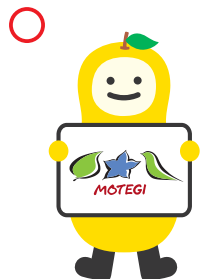
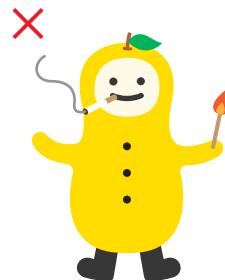
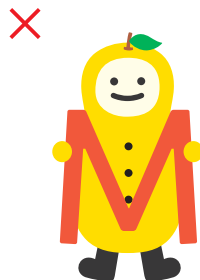
×



×



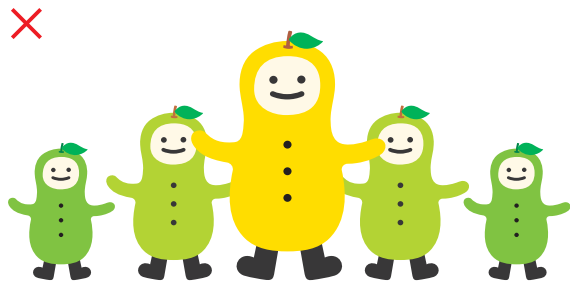
4. 企業の社名やロゴなどの特定商品情報を持たせないようにしてください。ただし、一般的なもの(特定の企業のものでないもの)を持たせることはできます。



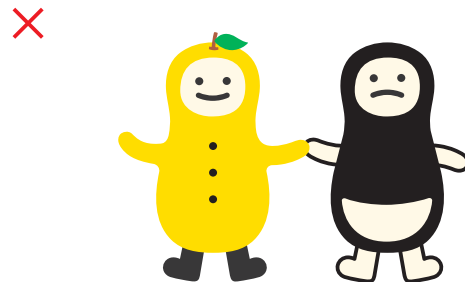
5. 特定のイメージ付けや性格付けを行わないようにしてください。ゆずもは男の子のゆずの妖精です。優しくて、のんびり。おっちょこちょいな頑張りやさんです。性別や性格などのプロフィールから想定できないような使用は認められません。



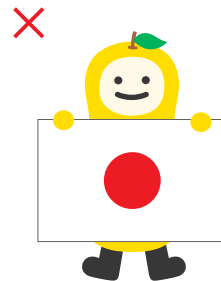
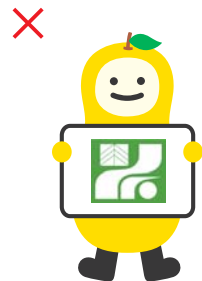
5. 複数の人格を持たせる配置はしないでください。ゆずもはゆずもの仲間たちを含め3体いますが、それ以上の複数配置や、複数の人格があるかのようなデザインはしないでください。



5. 他のキャラクターと親交があるような表現はしないでください。



6. 茂木町のキャラクターとして、茂木町を応援しています。茂木町以外の地域をPRするものには利用できません。



## 12 商品名・商号への利用について

商品名等に「ゆずも」の名称を使用する場合の原則は以下の通りです。なお、「ゆずも」は現在商標登録出願中です。

・ゆずもと商品名を直接結びつけた商品名つけることはできません。ただし、商品の特徴(柄、形等の客観的な事柄に限る)説明や、パッケージにゆずもを使用していることを表示することは可能です。



「ゆずもチョコ」

「ゆずもストラップ」

「ゆずもTシャツ」

「ゆずも消しゴム」

「ゆずもウーロン茶」

「ゆずも抱き枕」

「ゆずもの'特定商品名'」



「チョコ(ゆずもの形)」

「ストラップ(ゆずもバージョン)」

「Tシャツ(ゆずも柄)」

「ゆずも型消しゴム」

「ウーロン茶(ゆずもパッケージ)」

「抱き枕(ゆずも)」

「'特定商品名'(ゆずも版)」

・いかなる場合でも商号への利用はできません。



「ゆずも不動産」

「ゆずもラーメン店」

「ゆずもの直売所」等

・商品のキャッチコピー、フェア・キャンペーン名等において、ゆずもが特定の商品、サービス等を推奨しているような表示はできません。



「ゆずもオススメ!ゆずアイス」

「ゆずもが好きなゆず饅頭」

「ゆずもが光るLEDライト」

「お得!ゆずもプラン」等

・その他、商品の形状、パッケージ等がゆずもに関係なく、ゆずもの名前を単に使用することを目的としている場合、使用できません。

## 13 ゆずものセリフについて

セリフで表現できるものは「あいさつ」「ゆずもの出動するイベントの告知」「その他一般的な表現」にかぎりませす。

1. 一人称は「ぼく(ひらがな)」です。
2. 簡単な漢字以外はひらがな表記にしてください。
3. キャラクターを守るため、語尾になにかつける表現は認められません。
4. ネガティブな表現や、特定の人、商品、団体、思想等を推すあるいは批判する表現は認められません(茂木町をPRするものを除く)
5. ゆずものキャラクターにない、趣味・嗜好・思想等を表すものは認められません。
6. 簡単な英語表現は、日本語訳が原則から外れなければ使用できます。
7. セリフは吹き出しが基本ですが、吹き出しはなくともゆずもの位置関係によりセリフと認識されるものも同様です。

## 14 Q & A

### デザインに関するもの

Q1 「ゆずもの」の色を変えて使用できますか？

A1 指定色または単色で使用してください。色の変更は一切認められません。また、変形させることもできません。詳しくは本書のグラフィックマニュアルをごらんください。

Q2 見本の提出は必要ですか？

A2 使用申請書に必ず見本もしくは写真や図を添付してください。それぞれのデザインや商品を確認しますので、手書きやイメージではなく、使用したいデザイン図をすべてご提出ください。

Q3 「ゆずもの」のポーズを変えることはできますか？

A3 原則として、ポーズの変更はできません。本書の「11-05 ゆずもデザイン一覧」の展開を使用して組み合わせてください。

### デザインの使用に関するもの

Q1 商品に「ゆずもの」を使用したいのですが、使用料金は発生しますか？

A1 デザイン使用に関しては、現在のところ無料としています。ただし、個人で使用する場合は必ず使用申請書を提出ください。

Q2 個人が「ゆずも」を使用する場合、使用申請書は必要ですか？

A2 個人利用の範囲である場合、申請書の提出は不要です。

Q3 使用申請書の提出は、メールでも行えますか？

A3 事前協議等でのメールのやりとりは行うことが可能ですが、本書に捺印が必要なため、郵送またはご持参ください。

Q4 店内のポップに「ゆずも」を使用したいのですが、許可は必要ですか？

A4 個人利用の範囲を超えますので、使用申請書をご提出ください。

Q5 商品と同時に、パッケージやタグにも「ゆずも」を使用して製作をしたいのですが使用申請書は1通でよろしいでしょうか？

A5 商品とパッケージ等のデザインが異なる場合は、それぞれに使用申請書を提出してください。

Q6 使用許可を受けた商品の利用期間はありますか？

A6 許可日より2年です。ただし、商品に在庫がある場合に限り、期間を超えての販売を許可しています。

Q7 スポーツチームのユニフォームや応援旗等に「ゆずも」を使用することはできますか？

A7 「ゆずも」は茂木町のマスコットキャラクターですので、町を代表するチームと誤解されない範囲で使用してください。

Q8 企業広告として「ゆずも」を使用することはできますか？

A8 企業の特定キャラクターと誤解されないよう「もてぎまちマスコットキャラクター ゆずも」と並記し、使用申請書をご提出ください。また、「ゆずも」に企業名をいれたり、ロゴマークを持たせることはできません。

Q9 商品名や店名に「ゆずも」をつけることはできますか？

A9 ゆずもは茂木町のマスコットキャラクターですので、市の公式商品と誤認される、また性格付けやイメージ付けがされるような使い方、特定の企業をイメージさせるような使い方はできません。このような観点から原則として商品や屋号、店名等に「ゆずも」を使うことはできません。

Q10 会社の営業のため「ゆずも」を名刺のデザインに使用できますか？

A10 会社のキャラクターと誤認されないように、「もてぎまちマスコットキャラクターゆずも」と明記し、使用申請書を提出ください。

Q11 会社の概要書や冊子等に「ゆずも」を使用することはできますか？

A11 会社内部で使用する資料に「ゆずも」を使用する場合は、使用申請書の提出は必要ありません。ただし、外部に配布する場合や一般の方がご覧になるものについては、使用申請書をご提出ください。

